

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
の翌日)

## 目 次

### ◇人委規則

- 職員に任用に関する規則の一部を改正する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

職員に任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第一号

職員に任用に関する規則の一部を改正する規則

職員に任用に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第二十六条第一項に規定する日本国有鉄道の職員であつた者の採用については、昭和六十五年四月一日までの間にその者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職へ採用する場合に限り、第四条第一項の規定にかかわらず、選考によることができる。

### 附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 青年の家又は少年自然の家の指導係長

第三条第六号中「野菜試験場」を「園芸試験場」に改め、「専門研究員」の下に「、室長」を加え、同条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「資格を有する者」の下

に「で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるもの」を加え、「額とする」を「額とすることができ」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 試験採用職員のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもつて、前項に定める経験年数とする。

第五条第一項中「資格を有する者」の下に「で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるもの」を加え、「額とする」を「額とすることができ」に改め、同条第四項中「ともない」を「伴い」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項及び第二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 選考採用職員のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した

年数をもつて、前項に定める経歴年数とする。  
附則に次の一項を加える。

10 日本国有鉄道法（昭和二十二年法律第二百五十六号）第二十六条第一項に規定する日本国有鉄道の職員であつた者の第三条から第六条まで及び第二十一条の規定に基づいて定められた職務の級、初任給の額及び昇給期間が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、昭和六十五年四月一日までの間に限り、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の職務の級、初任給の額及び昇給期間を決定することができる。

別表第三の五の二級の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 青年の家又は少年自然の家の係長の職務

別表第三の五の三級の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 青年の家又は少年自然の家の困難な業務を分掌する係の長の職務

別表第三の六の三級の項第一号中「又は科長」を「、室長、科長又は試験地長」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表の四級の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表の五級の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森・本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項の一級の欄から四級の欄までの規

定中

主 事 室 長 を 主 事 室 長 に改め、同項の六級の欄及び七級の欄中

の欄中 室長補佐 副参事 室 長 を 副参事 室 長 分室長 に改め、同項の八級の欄中

「全国身体障害者スポーツ大会準備室、企業診断室、団体検査室及び専門技術員室の室長」を「企業診断室、団体検査室及び専門技術員室の室長」に改め、同項の十一級の欄中

「部 局 長」を「部 長」に改め、同表の知事の事務部局の地方機





鳥取県人事委員会規則第五号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
職員（給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の整肢学園の項中「理学療法士」の下に「作業療法士」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

部長  
局長  
を  
部長  
に、

課長  
全国身体障害者スポーツ大会準備室長

を「課長」に改め、同表の知事の事務部局の地方機

関の病院の項中

「薬剤長（人事委員会が承認したものに限り）」

を「薬剤長」に改め、同表の知事

の事務部局の地方機関の項中

食品加工研究所 所長 三種  
倉吉労政事務所 所長 三種

を

食品加工研究所 所長 三種  
に、

野菜試験場	場	長
畜産試験場	次場	長
中小家畜試験場	場	長
蚕業試験場	場	長

三種 三種 三種 三種

を

園芸試験場	場	長	三種
畜産試験場	次場	長	二種
場長（人事委員会が承認したものに限る。）	場	長	三種
中小家畜試験場	場	長	三種

に、

「家畜保健衛生所  
家畜病性鑑定所  
種畜場」

所	長	三種
所	長	三種
場	長	三種

を

病害虫防除所	所	長	三種
家畜保健衛生所	所	長	三種
家畜病性鑑定所	所	長	三種

に改め

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第七号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

二月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十八号。以下「改正条例」という。)附則第八項の人事委員会が定める職務の等級の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める職務の等級の号給とする。

一 基準日(基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の二月末日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下この項及び次項において同じ。)において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級であり、かつ、基準日において当該職員が受ける職務の級の号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給以外の号給である場合 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給と同じ号数の当該職務の級に係る対応等級(職務の級に対応する附則別表第三の職務の等級欄に掲げる職務の等級をいう。以下同じ。)の号給

二 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給である場合 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給の号数に当該号給に対応する附則別表第二の調整数欄に掲げる数を加減して得た号数の号給(以下「調整号給」という。)と同じ号数の当該職務の級に係る対応等級の号給

三 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給の額と同じ額の当該職務の級の一級下位の職務の級の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給。以下「対応号給」という。)(当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該対応号給に係る調整号給)と同じ号数の当該一級下位の職務の級に係る対応等級の号給

附則第七項を附則第八項とし、附則第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 改正条例附則第八項の人事委員会が定める場合は、基準日において職

員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級であるときあつては同日において当該職員が受ける職務の級の号給(当該号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該号給に係る調整号給)が、また、同日において職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級であるときあつては対応号給(当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該対応号給に係る調整号給)がそれぞれ当該職務の級(同日において職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級であるときは、一級下位の職務の級)に係る対応等級の昭和五十五年八月三十日における最高の号給の号数を超える号数の号給(以下「増設号給」という。)である場合、基準日において職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合(当該職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合を除く。)で、同日において当該職員が受ける給料月額と同じ額の当該職務の級の一級下位の職務の級の給料月額(同じ額の給料月額がないときは、直近下位の給料月額。以下「対応給料月額」という。)が当該一級下位の職務の級の最高の号給を超える給料月額であるとき及び基準日において職員が給料の調整額又は教職調整額を受ける場合とし、同項の人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級である場合で、同日において当該職員が受ける職務の級の号給(当該号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該号給に係る調整号給)が増設号給であるとき(第五号の場合を除く。)

イ 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給以外の号給である場合にあつては、同日において当該職員が受ける職務の級の号給の号数から当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月三十日における最高の号給の号数を減じた数を、同日における当該対応等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乘じて得た額と、当該最高の号給の額との合計額

ロ 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、同日において当該職員が受ける職務の級の号給に係る調整号給の号数から当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月三十日における最高の号給の号数を減じた数を、同日における当該対応等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乘じて得た額と、当該最高の号給の額との合計額

二 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合で、対応号給(当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該対応号給に係る調整号給)が増設号給であるとき(第五号の場合を除く。)

イ 当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給以外の号給である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応号給を受取るものとした場合に前号イの規定により得られる額

ロ 当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応号給を受取るものと

した場合に前号ロの規定により得られる額

三 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合で、対応給料月額が当該職務の級の一級下位の職務の級の最高の号給を超える給料月額であるとき(次号及び第五号の場合を除く。) 次のイ又はロに定める額

イ 当該一級下位の職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級以外の職務の級である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応給料月額を受けるものとした場合に次号イの規定により得られる額

ロ 当該一級下位の職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応給料月額を受けるものとした場合に次号ロの規定により得られる額

四 基準日において当該職員が職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合(次号の場合を除く。) 次のイ、ロ、バ又はニに定める額

イ 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級であり、かつ、附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級以外の職務の級である場合にあつては、同日において当該職員が受ける給料月額から同日における当該職員の属する職務の級の最高の号給の額を減じた額を同日における当該職務の級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額で除して得た数(同日における当該職務の級が増設号給を有するものであるときは、当該得た数に同日における当該職務の級の最高の号給の号数

から当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月三十日における最高の号給の号数を減じた数を加えた数)を、当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月三十日における最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た額と、当該最高の号給の額との合計額

ロ 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級である場合にあつては、同日において当該職員が受ける給料月額から同日における当該職員の属する職務の級の最高の号給の額を減じた額を同日における当該職務の級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額で除して得た数と、同日における当該職務の級の最高の号給の号数に当該最高の号給に係る附則別表第二の調整数欄に掲げる数を加減して得た数との合計数から、当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月三十日における最高の号給の号数を減じた数を、同日における当該対応等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た額と、当該最高の号給の額との合計額

ハ 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合で、一級下位の職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級以外の職務の級であるときにあつては、同日において当該職員が対応給料月額を受けるものとした場合にイの規定により得られる額

ニ 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合で、一級下位の職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級であるときにあつては、同日において当

該職員が対応給料月額を受けるものとした場合にロの規定により得られる額

五 基準日において当該職員が給料の調整額又は教職調整額を受ける場合 前項の規定による職務の等級の号給の昭和五十五年八月三十日における額又は前各号の規定による額とそれらの額を基礎とした場合における当該職員の給料の調整額又は教職調整額との合計額  
附則に別表として次の三表を加える。

附則別表第一

給 料 表	職 務 の 級
行 政 職 給 料 表	5 級 7 級 10 級
公 安 職 給 料 表	5 級 7 級
研 究 職 給 料 表 医 療 職 給 料 表 (イ) 医 療 職 給 料 表 (ロ)	4 級

附則別表第二

給 料 表	職 務 の 級	号 給	調 整 数
行 政 職 給 料 表	1 級	すべての号給	+1
	4 級	すべての号給	+1
	6 級	すべての号給	+1
	8 級	すべての号給	+1

公 安 職 給 料 表	1 級	すべての号給	+1	
	4 級	すべての号給	+1	
	6 級	すべての号給	+1	
	8 級	すべての号給	+1	
	9 級	すべての号給	+2	
	教 育 職 給 料 表 (イ)	1 級	すべての号給	+1
		2 級	すべての号給	+1
		3 級	すべての号給	+1
	教 育 職 給 料 表 (ロ)	1 級	すべての号給	+1
3 級		すべての号給	+1	
8 級		すべての号給	+1	
研 究 職 給 料 表	1 級	4号給以上の号給	-3	
	3 級	すべての号給	+3	
	5 級	すべての号給	+3	
医 療 職 給 料 表 (イ)	1 級	すべての号給	+1	
	2 級	すべての号給	+1	
医 療 職 給 料 表 (ロ)	1 級	2号給以下の号給	+1	
	1 級	3号給以上の号給	-2	
医 療 職 給 料 表 (ロ)	5 級	すべての号給	+3	

備考 調整数欄の「+」の数は加える数を、「-」の数は減ずる数を示す。

附則別表第三

給 料 表

職務の級 職務の等級

1級	7等級
2級	6等級
3級	5等級
4級	4等級
6級	3等級
8級	2等級
9級	1等級
11級	特1等級

行 政 職 給 料 表

1級	7等級
2級	6等級
3級	5等級
4級	4等級
6級	3等級
8級	2等級
9級	1等級

公 安 職 給 料 表

1級	3等級
2級	2等級
3級	1等級
4級	特1等級

教 育 職 給 料 表 (イ)

1級	3等級
2級	2等級
3級	1等級
4級	特1等級

教 育 職 給 料 表 (ロ)

1級	4等級
2級	3等級

医 療 職 給 料 表 (イ)

3級	2等級
5級	1等級
1級	4等級
2級	3等級
3級	2等級
4級	1等級

医 療 職 給 料 表 (ロ)

1級	5等級 (2号給以下の 号給にあつて は、6等級)
2級	4等級
3級	3等級
5級	2等級
6級	特2等級
7級	1等級

医 療 職 給 料 表 (ハ)

1級	4等級
2級	3等級
3級	2等級
5級	1等級
6級	特1等級

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、昭和六十年八月三十一日から適用する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中

野菜試験場西伯分場日南試験地

を

園芸試験場日南試験地

に改

める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

東京事務所

連絡、情報収集、調  
宣伝、紹介、工場誘致  
公用自動車の運転

又、  
査は、  
東京都の特別  
区の区域

を

東京事務所

連絡、情報収集、調  
宣伝、紹介、工場誘致  
公用自動車の運転

倉吉市及び東  
伯郡の区域

に、

米子商工  
政事務所

情報収集、調査、労働教育  
又は公用自動車の運転

米子市、  
西伯郡の

東京都の特別  
区の区域

倉吉労働  
政事務所

情報収集、調査、労働教育  
又は公用自動車の運転

倉吉市、  
伯郡の

境港市、  
及び日  
及び東  
区域

を

米子商工  
政事務所

情報収集、調査、労働教育  
又は公用自動車の運転

米子市、境  
港市、西伯郡及  
び日野郡の区

に、

病虫害防除  
の運転

病虫害防除又は公用自動車  
の運転

管轄区域

を

病虫害防除  
の運転

病虫害防除又は公用自動車  
の運転

任命権者が人  
事委員会と協  
議して定める  
区域

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則(昭和五十六年三月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三号を次のように改める。

三 社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会境港総合病院

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「局長」、「室長」及び「室長補佐」を削り、「総務室長」を「総務室長 情報公開準備室長」に改め、同表の知

事の事務部局の項中

食品加工研究所	倉吉労政事務所	食品加工研究所	倉吉労政事務所
所長 総務課長	所長	所長 総務課長	所長

を 食品加工研究所 所長 総務課長

に、

野菜試験

場 場長 分場長 総務課長

を

園芸試験場

場長

次長 分場長 総務課長

に、

蚕業試験場	中小家畜試験場	蚕業試験場	中小家畜試験場
場長 総務課長	場長 総務課長	場長 総務課長	場長 総務課長

を

中小家畜試験場

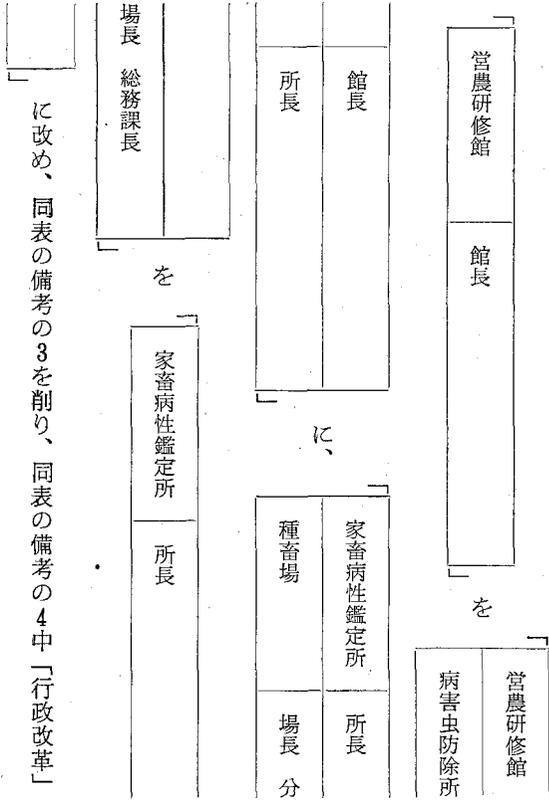
場長 総務課長

に、

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則

4とし、以下2ずつ繰り上げる。



発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】